

東京圏から岩手に移住＆就職で

最大

100万円

支給します

岩手で いきいきと 働きたい

岩手の仕事・就職情報サイトが
リニューアル！

いわてで働こう推進協議会 | 岩手の仕事・就職情報サイト

シゴトバ | W H O T E
クラシバ

岩手県移住支援事業（移住支援金）を利用し、いわてで働きませんか？
県外からのU・Iターン就職活動もサポートいたします。

STEP 1

マッチングサイト「シゴト
バクラシバいわて」に登録
し、移住支援金対象求人を
検索する。



＼ポイント／

ハローワーク掲載求人だけでなく、
岩手県独自求人も掲載。“岩手の
求人”を最多掲載しています。

STEP 2

気に入った移住支援金対象
求人に応募し、東京圏から
岩手県に移住・就職する。



＼要件に注意／

東京23区内に在住又は、東京圏か
ら東京23区へ通勤していた方が対
象になります。

STEP 3

移住した市町村に申請し、移住
支援金を受け取る。



単身

60万円



世帯

100万円

＼申請のタイミングに注意／

移住・就業の3ヶ月後から申請可能です。

お気軽にお問合せください

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室 移住定住推進担当
(岩手県盛岡市内丸10-1)
電話：019-629-5587
FAX：AE0005@pref.iwate.jp

移住支援金について
詳しくはこちら



LINEで移住相談を
受け付けます



※どちらも岩手県公式ウェブサイトへのリンクです



『岩手県移住支援事業』について

岩手県では、東京圏から本県へ移住し就業した方の経済的負担を軽減する移住支援金(最大100万円)を支給する事業を行っています。

®わんこきょうだい

支給額について

- ①世帯での移住の場合:100万円
- ②単身での移住の場合:60万円
- ③起業の場合は、最大100万円の移住支援金に加え、最大200万円の起業支援金事業の対象となります。
(起業支援金の詳細は岩手県公式Webサイトにて。)

支給対象者の要件Q&A

[Q.対象条件を教えてください]

A. 下記の(1)～(3)全てに該当する方が対象となります。

- (1)東京23区内の在住者又は東京23区内へ通勤していた方
(直近1年以上かつ過去10年のうち通算5年以上)

※過去10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)に在住し、かつ東京23区に通勤していた方が対象となります。加えて、移住する直前の1年以上は連続して東京23区へ在住又は通勤している必要があります。詳細は県公式Webサイトをご確認ください。

- (2)岩手県内へ移住する方

- (3)岩手県がマッチングサイト(シゴトバクラシバいわて)に移住支援金の対象として掲載する求人に就業した方
又は、起業支援金の交付決定を受けた方。

※岩手県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している法人の求人であること(官公庁や大企業は対象外)。

※就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないことが条件です。

[Q.いつ移住しても対象になりますか?]

A.平成31年4月1日以降に転入した方でかつ、申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思がある方などが対象となります。

[Q.申請のタイミングを教えてください]

A.移住(転入)後3か月以上1年以内に移住先の各市町村担当課へ申請下さい。

[Q.岩手県のどの市町村が対象なの?]

A.岩手県内の市町村であればすべて対象です。

[Q.就業に関する条件はありますか?]

A.週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時に当該法人に連続して3か月以上在職していることが条件です。

※当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務・在住する意思を有している方。

(3年未満で岩手県から転出した場合は全額返金、3年以上5年以内に転出した場合は半額返金となります。

また、1年未満で当該法人を退職した場合も全額返金となりますのでご注意ください。)

※転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※県内の対象求人に新規就業し、他県に居住する場合については、支給要件が異なる場合がありますので、移住先の県又は市町村に直接お問合せください。

申請先・お問い合わせ

移住先の各市町村担当課または岩手県のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/1021252/1019670.html>